

○富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月28日

規則第45号

改正 平成29年5月29日規則第26号

平成29年9月29日規則第31号

平成30年3月26日規則第3号

平成30年8月20日規則第26号

令和2年3月31日規則第4号

令和3年9月29日規則第40号

令和6年9月30日規則第26号

令和6年10月1日規則第28号

令和6年11月29日規則第30号

令和7年12月26日規則第45号

(趣旨)

第1条 富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令2規則4・一部改正)

(条例別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、富士見市こども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第45号）第4条のこども医療費の支給に関する事務又は同条例第6条第1項の受給資格の登録の申請若しくは同条例第7条の届出（以下この条において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務とする。

(令2規則4・旧第3条繰上・一部改正)

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）第5条第1項の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条第1項のひとり親家庭等医療費の支給に関する事務

(3) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(令2規則4・旧第4条繰上・一部改正、令3規則40・一部改正)

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和54年条例第16号)第4条の助成金の支給に関する事務

(2) 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例第5条に規定する受給資格の登録の申請若しくは同条例第9条の届出(以下この号において「申請等」という。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

(平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第6条繰上・一部改正、令7規則45・旧第5条繰上・一部改正)

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年条例第36号)第4条の手当の支給に関する事務

(2) 富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例第5条に規定する受給資格の認定の申請若しくは同条例第9条の届出(以下この号において「申請等」という。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

(平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第7条繰上・一部改正、令7規則45・旧第6条繰上・一部改正)

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は同法第77条の地域生活支援事業の実施に関する事務とする。

(令7規則45・追加)

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていな

い者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

(令7規則45・追加)

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、富士見市就学援助費支給要綱(平成17年告示第16号)による就学援助費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(令2規則4・旧第8条繰上・一部改正、令7規則45・旧第7条繰下・一部改正)

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、富士見市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成27年告示第471号の2)による特別支援教育就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(令2規則4・旧第9条繰上・一部改正、令7規則45・旧第8条繰下・一部改正)

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

(令7規則45・全改)

(条例別表第2に定める事務及び情報)

第11条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項又は第6条第1項から第3項までの規定による予防接種の実施に関する事務 予防接種対象者に係る次の情報

ア 条例別表第2の1の項の医療保険給付関係情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)

イ 条例別表第2の1の項の地方税関係情報(以下「地方税関係情報」という。)

ウ 条例別表第2の1の項の生活保護関係情報(以下「生活保護関係情報」とい

う。)

エ 条例別表第2の1の項の外国人生活保護関係情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）

オ 条例別表第2の1の項の介護保険給付等関係情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）

カ 条例別表第2の1の項の住登外者宛名情報（以下「住登外者宛名情報」という。）

(2) 予防接種法第9条の3の定期の予防接種等に関する記録の作成に関する事務
定期の予防接種等を接種した者に係る前号アからカまでに掲げる情報

(3) 予防接種法第9条の4の資料の提供等に関する事務 資料の提供等を要する者に係る第1号アからカまでに掲げる情報

(4) 予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 給付の支給の請求を行う者に係る第1号アからカまでに掲げる情報

(5) 予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 届出等を行う者に係る第1号アからカまでに掲げる情報

(6) 予防接種法第18条の損害賠償との調整に関する事務 損害賠償との調整を要する者に係る第1号アからカまでに掲げる情報

(7) 予防接種法第19条第1項の不正利得の徴収に関する事務 徴収対象者に係る第1号アからカまでに掲げる情報

(8) 予防接種法第25条の予防接種等に要する費用の支弁に関する事務 費用支弁の対象者に係る第1号アからカまでに掲げる情報

(9) 予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 実費の徴収の対象者に係る第1号アからカまでに掲げる情報

(令7規則45・全改)

第12条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の2第1項の母子保健に関する相談及び同条第2項の支援に関する事務 母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とする
と認められる者に係る次の情報
- ア 医療保険給付関係情報
 - イ 地方税関係情報
 - ウ 生活保護関係情報
 - エ 外国人生活保護関係情報
 - オ 介護保険給付等関係情報
 - カ 住登外者宛名情報
- (2) 母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に係る前号
アからカまでの情報
- (3) 母子保健法第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 新生児又は当該新生児の保護者に係る第1号アからカまでの情報
- (4) 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 健康診査の対象者に係る第1号アからカまでの情報
- (5) 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 妊婦に係る第1号アからカまでの情報
- (6) 母子保健法第16条第1項の母子健康手帳の交付に関する事務 妊婦に係る第1号アからカまでの情報
- (7) 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 妊産婦に係る第1号アからカまでの情報
- (8) 母子保健法第17条の2第1項の産後ケア事業の実施に関する事務 産後ケア対象者に係る第1号アからカまでの情報
- (9) 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 未熟児及び当該未熟児の保護者に係る第1号アからカまでの情報
- (10) 母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の

支給に関する事務 未熟児及び当該未熟児の保護者に係る第1号アからカまでの情報

(1 1) 母子保健法による養育医療券に関する事務 未熟児及び当該未熟児の保護者に係る第1号アからカまでの情報

(1 2) 母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務 徴収されるべき者に係る第1号アからカまでの情報

(令7規則45・全改)

第13条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置を必要とする者に係る次の情報とする。

- (1) 医療保険給付関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 介護保険給付等関係情報
- (6) 住登外者宛名情報

(令7規則45・全改)

第14条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該予防接種の接種対象者に係る次の情報とする。

- (1) 医療保険給付関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 介護保険給付等関係情報
- (6) 住登外者宛名情報

(令7規則45・全改)

第15条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第10条の9第1項の妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 当該申請をした妊婦に係る次の情報

ア 医療保険給付関係情報

イ 地方税関係情報

ウ 生活保護関係情報

エ 外国人生活保護関係情報

オ 介護保険給付等関係情報

カ 住登外者宛名情報

(2) 子ども・子育て支援法第10条の10の妊婦給付認定の取消しに関する事務 妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）に係る前号アからカまでの情報

(3) 子ども・子育て支援法第10条の12第1項の妊婦支援給付金の支給に関する事務 妊婦給付認定者に係る第1号アからカまでの情報

(4) 子ども・子育て支援法第10条の13第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 妊婦給付認定者に係る第1号アからカまでの情報

(5) 子ども・子育て支援法第10条の13第2項の情報の提供の求めに関する事務 妊婦給付認定者に係る第1号アからカまでの情報

(6) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者に係る第1号アからカまでの情報

（令7規則45・全改）

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日規則第26号）

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年9月29日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月20日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月30日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月1日規則第28号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日規則第30号）

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和7年12月26日規則第45号）

この規則は、令和8年1月5日から施行する。